

中学校体育大会岡山市選手派遣費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 学校体育の活性化及び競技力の向上を図るため、予算の範囲内において中学校体育大会岡山市選手派遣費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、岡山市中学校体育連盟とする。

(補助事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる団体が主催する大会に対して岡山市中学校体育連盟に属する中学校の選手を派遣する事業とする。

(1) 中国中学校体育連盟

(2) 日本中学校体育連盟

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交通費及び宿泊費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、次に掲げる方法で算出した額とし、次条に定める限度額を上限とする。

経費区分	補助金額
交通費	岡山市職員等の旅費に関する条例（昭和36年市条例第19号）に基づき算出した額（（団体）生徒割引適用後の額）の2分の1（ただし、開催地が北海道又は沖縄である場合については、航空機を利用するものとし、航空賃により算出した額の2分の1とする。）
宿泊費	実際に要した費用の2分の1（ただし、1泊につき上限8,000円、かつ、中国中学校体育大会では2泊、全国中学校体育大会では3泊を上限とする。）

2 前項によって得られた額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金額の限度額)

第7条 補助金額の1人あたりの限度額は、次のとおりとする。

(1) 中国中学校体育大会 10,000円

(2) 全国中学校体育大会

開催地域	限度額
北海道	50,000円
東北	30,000円
関東	25,000円
北信越	20,000円
東海	20,000円
近畿	10,000円
中国	10,000円
四国	10,000円
九州	20,000円
沖縄	40,000円

(交付の申請)

第8条 規則第5条第2項の規定により同条第1項第4号の書類の添付は要しないものとする。

(実績報告)

第9条 規則第16条第1項第2号に規定するその他教育委員会が必要と認める書類は、事業報告に関する書類とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月11日から施行する

附 則

この要綱は、平成13年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月26日から施行する。